

【協議事項（３）】

印西市地域公共交通会議分科会設置要領の一部改正について

１．主旨

現在、ふれあいバス運行検討分科会、師戸地区対策分科会、旧本埜第二小学校周辺地域対策分科会、運賃協議分科会を設置しておりますが、さらなる交通の利便性の向上を目指し、分科会を再編するため要領の一部改正を行うものです。

２．改正となる条文

第３条の別表の改正

【改正前】

(別表)

分科会名	事務所掌
ふれあいバス運行検討分科会	ふれあいバスの運行に関すること
師戸地区対策分科会	師戸地区の地域交通に関すること
旧本埜第二小学校周辺地域対策分科会	本埜地区の地域交通に関すること
運賃協議分科会	協議運賃に関すること

【改正後】

(別表)

分科会名	事務所掌
ふれあいバス運行検討分科会	ふれあいバスの運行に関すること
地域公共交通対策分科会	市内の地域公共交通に関すること
運賃協議分科会	協議運賃に関すること

３．配布資料

資料１ 印西市地域公共交通会議分科会設置要領

印西市地域公共交通会議分科会設置要領

（趣旨）

第１条 この要領は、印西市地域公共交通会議設置要綱（以下「要綱」という。）第８条の規定に基づき、印西市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の分科会（以下「分科会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条 分科会は、要綱第２条各号に掲げる事項についての専門的な調査及び検討、又は道路運送法第９条第４項に規定する運賃等（以下「協議運賃」という。）に関する協議を行うものとする。

（組織）

第３条 分科会の名称は、別表のとおりとする。

２ 分科会を構成する委員（以下「委員」という。）は、要綱第３条の委員の中から交通会議の会長が指名する者とする。

ただし、協議運賃に関する協議を行う委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が指名する者とする。

- （１）１号委員（市民代表）
- （２）２号委員（当該一般乗合旅客自動車運送事業者）
- （３）５号委員（市の職員）
- （４）７号委員（国土交通省関東運輸局千葉運輸支局）

（会議の運営等）

第４条 分科会会長は、交通会議の会長が指名した者をもって充てる。

２ 分科会の運営については、要綱第７条を準用するものとする。

（協議結果の取扱い）

第５条 分科会において協議を行った事項については、交通会議へ報告するものとする。

（協議結果の尊重義務）

第６条 分科会で協議が調った事項については、関係者はその協議結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（庶務）

第７条 分科会の庶務は、企画財政部交通政策課において処理する。

（その他）

第８条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、交通会議の会長が別に定める。

（別表）

分科会名	事務所掌
ふれあいバス運行検討分科会	ふれあいバスの運行に関すること
師戸地区対策分科会	師戸地区の地域交通に関すること
旧本埜第二小学校周辺地域対策分科会	本埜地区の地域交通に関すること
運賃協議分科会	協議運賃に関すること